（介護保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第八条　施行日前に行われた居宅サービス等（介護保険法施行令第二十二条の二第一項に規定する居宅サービス等をいう。）又は介護予防サービス等（同条第二項に規定する介護予防サービス等をいう。）に係る介護保険法の規定による高額医療合算介護サービス費又は高額医療合算介護予防サービス費の支給については、なお従前の例による。

（旧介護保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第九条　施行日前に行われた居宅サービス等（旧介護保険法施行令第二十二条の二第一項に規定する居宅サービス等をいう。）に係る健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法の規定による高額医療合算介護サービス費の支給については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久

独立行政法人日本学術振興会法附則第二条の二第四項の規定による納付金の納付に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十号

独立行政法人日本学術振興会法附則第二条の二第四項の規定による納付金の納付に関する政令

内閣は、独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第百五十九号）附則第二条の二第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国庫納付金の納付の手続）

第一条　独立行政法人日本学術振興会は、独立行政法人日本学術振興会法附則第二条の二第四項に規定する残余があるときは、同項の規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、平成二十五年四月一日に始まる事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他の国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、平成二十六年六月三十日までに、これを文部科学大臣に提出しなければならない。

2　文部科学大臣は、前項の規定による国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があったときは、遅滞なく、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。

（国庫納付金の納付期限）

第二条　国庫納付金は、平成二十六年七月十日までに納付しなければならない。

（国庫納付金の帰属する会計）

第三条　国庫納付金は、一般会計に帰属する。

附　則

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
内閣総理大臣　安倍　晋三

府　令

○内閣府令第二十六号

内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）及び内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）を実施するため、内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令

内閣府本府組織規則（平成十三年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第五項中「一人」を「二人」に改める。

第八条第六項中「二十六人」を「二十七人」に改める。

第十九条第一項中「九人」を「八人」に改める。

附則第四項中「二人」を「一人」に、「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附　則

この府令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○内閣府令第二十七号

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二十七条第四項及び警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）第四十七条第三項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、警察法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令

警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十七条」を「第三十六条」に、「第三十八条―第四十二条」を「第三十七条―第四十一条」に、「第四十三条」を「第四十二条」に、「第五十五条」を「第五十六条」に、「第五十六条」を「第五十七条」に、「第五十七条―第八十三条」を「第五十八条―第八十四条」に、「第八十四条―第百四条」を「第八十六条―第百六条」に、「第百五条―第百二十四条」を「第百七条―第百二十六条」に、「第百二十五条」を「第百二十七条」に改める。

第二十一条第二項中「、第四号及び第七号」を「及び第四号」に、「同条第八号」を「同条第六号」に改める。

第二十二条を削り、第二十三条を第二十二条とし、第二十四条を第二十三条とし、第二十五条を第二十四条とする。

第二十六条第二項中「第二十五条第一号」を「第二十六条第一号」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十七条第二項中「第二十五条第一号」を「第二十六条第一号」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十八条第二項中「第二十五条第一号」を「第二十六条第一号」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十九条第二項中「第二十五条第一号」を「第二十六条第一号」に改め、同条を第二十八条とする。

第三十条を削る。

第三十一条第二項中「第二十五条第一号」を「第二十六条第一号」に改め、同条を第二十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（犯罪収益移転防止対策室）

第三十条　刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課に、犯罪収益移転防止対策室を置く。

2　犯罪収益移転防止対策室においては、令第二十七条第七号に掲げる事務（総括分析官及び国際連携対策官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。